



‘We Want! Legal Support’

大阪市リーガルサポーターズ制度について

大阪市情報公開室監察部 担当係長 川田 殖久

1 はじめに

平素は、本市行政に格段のご協力をいただき、誠にありがとうございます。大阪市情報公開室監察部（以下、「監察部」といいます。）で担当係長をしております、川田と申します。監察部にて運用しております大阪市リーガルサポーターズ制度（以下、「リーガルサポーターズ制度」といいます。）について少しご紹介させていただきます。

2 情報公開室監察部とは

リーガルサポーターズ制度についてご説明する前に、私が所属する監察部について少し触れさせていただきます。ご存じの方もおられると思いますが、本市におきましては、平成16年～17年にかけて、カラ残業問題、職員厚遇問題、ヤミ専従問題など、市政を根幹から揺るがす大問題が続発しました。そこで、当時の關市長は、「市政改革基本方針」を策定し、市政の抜本的な改革に取り組むことといたしました。この「市政改革基本方針」の大きな柱の一つが「コンプライアンス改革」であり、この「コンプライアンス改革」を強力に推進するための組織として、平成18年4月に総務局法務監察室（当時）が新たに設置されました。その後、ネガティブ情報も含む、市政に関する情報の積極的な公開という平松市長の公約を実現するため、平成20年4月の組織改正により設置された情報公開室の中に移管され、情報公開室監察部となって、現在に至っています。

3 リーガルサポーターズ制度とは

職員のコンプライアンス意識の向上のため、私ども監察部では、公益通報制度、内部監察制度、職員へのコンプライアンス研修など、様々な取組

みを実施しています。そして、これらの取組みの一つとして、今回ご紹介するリーガルサポーターズ制度があります。

従前、本市では弁護士への相談を「最後の手段」と考える傾向にあり、法的な問題点を含む案件であっても、早期に相談するということがあまりありませんでした。その結果、早い時期にリーガルチェックを受けていれば、軌道修正できる案件が、法的な問題点が見落とされたまま経過し、コンプライアンス上の問題が拡がっていくということがありました。そこで、**日々の業務執行に当たって、必要な時に、よりタイムリーで、よりスピーディーかつ、より適確なアドバイスを、法律の専門家（リーガルサポーター）から得られる体制**を構築し、不祥事につながる可能性の芽を早期に摘み取ってしまうことを主眼として、平成19年1月に本制度の運用を開始いたしました。

リーガルサポーターへの相談には、大阪市の各部署の職員による相談（1号相談）と、監察部職員による相談（2号相談）がありますが、ここでは、1号相談に係る具体的な事務の流れをご説明します。**【別図】**をご参照ください。まず、監察部において、適当と認める弁護士と**リーガルサポート契約**を結びます。相談職員は、相談の必要がある案件が生じると、相談事項を整理したうえで、事案の概要や相談事項を記載した「**事前連絡票**」を作成します。そして、リーガルサポーターに相談することについて、上司である課長級職員の承認を受けた後、各局・区のコンプライアンス担当の確認を経て、事前連絡票を監察部に送付します。監察部では、事前連絡票の記載内容を確認し、適当と考えられるリーガルサポーターを選定して、当該リーガルサポーターに事前連絡票を送付します。そし

て、相談職員と当該リーガルサポーターで相談日を調整した後、相談職員が、実際に相談に赴きます。相談終了後、相談職員は、相談結果や相談時間などを整理して、**相談記録**を作成し、その記載内容を当該リーガルサポーターに確認いただいた後、監察部及び当該リーガルサポーターにその写しを送付します。1号相談に係る事務の流れは以上のとおりです。

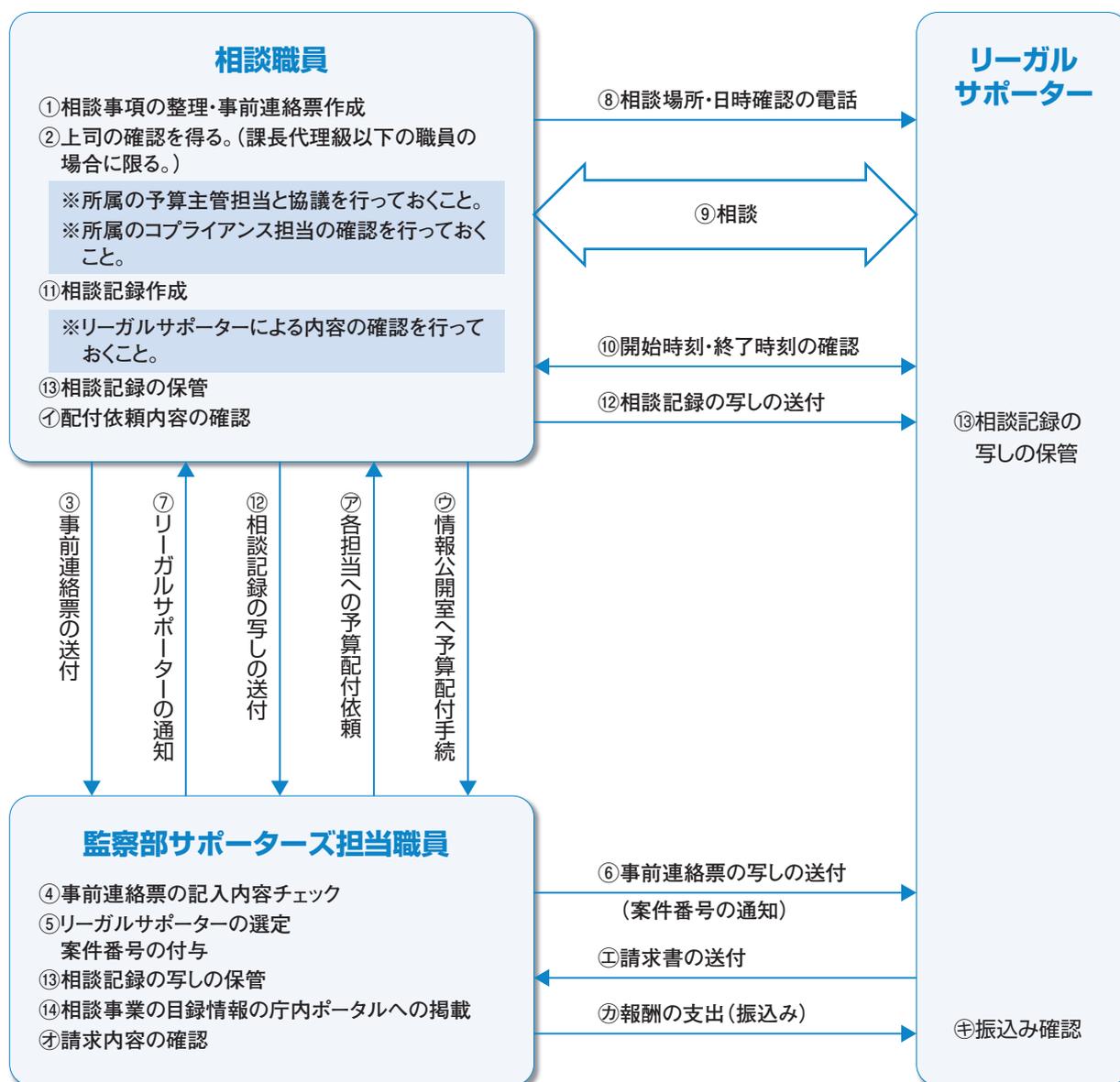
リーガルサポーターにお支払いする報酬は、定額制報酬と、相談回数・時間に応じて支払われる歩合制報酬に分かれています。

4 相談件数など

先ほどご説明したとおり、本制度は平成19年1月に運用を開始いたしました。相談件数は毎年増加の一途をたどっています。制度発足の平成18年度は実質2カ月の運用でしたので27件でしたが、その後、平成19年度が118件、平成20年度が173件、平成21年度が217件、平成22年度に至っては279件となっています。

日々の業務執行におけるリーガルチェックに対する需要がこれほど高いことに、正直大変驚いています。相談件数の詳細については、**別表**をご参照ください。

●【別図】大阪リーガルサポーターズ:1号相談&これに係る報酬支払事務の流れ●





●【別表】リーガルサポーターズ相談件数一覧表(平成18年度～平成22年度)●

案件年度	平成18年度 (H19.1.25～)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
民事一般	0	0	13	26	65	104
法人	2	0	0	0	0	2
広報	0	1	0	0	0	1
不動産	13	43	36	53	75	220
入札	3	0	0	0	0	3
契約	1	9	45	69	50	174
人事労務	2	12	7	8	21	50
損害賠償	3	22	36	20	27	108
行政対象暴力	1	4	5	2	3	15
債権回収	2	10	10	9	9	40
損失補填	0	3	1	2	0	6
行政処分	0	14	20	28	29	91
計	27	118	173	217	279	814

相談内容の内訳を見ると、契約や不動産関係の相談が全相談件数の約半分を占めています。本市では、契約事務に係る事件等が過去に多数起っていることもあり、このような結果になっているのかもしれません。

リーガルサポーターの体制としては、制度発足当初、3名の弁護士に就任いただきスタートしたのですが、相談件数の増加等に対応するため、数度の増員を経て、現在は7名体制で運用しています。

5 具体的な紛争解決事例

以上のように、リーガルサポーターからアドバイスを受けて終了するのが通常ですが、具体的な紛争解決のため法的手続きを委任することもあります。

例えば、本市が実施する委託事業に関わって、特定の市民とトラブルとなった件について、その

対応方法をリーガルサポーターに相談し、その後、当該サポーターを含む複数の弁護士に代理人に就任いただき、面談強要禁止等の仮処分を大阪地方裁判所に申し立て、本市申立て通りの仮処分決定をいただいたという事例があります。

6 今後の課題

相談件数の増加に伴い、事前連絡票記載内容のチェックなどの事務が大きな負担となっており、監察部でも体制を強化しながら対応しています。

また、これまでの相談案件やそれに対する相談結果を、市内部で共有する仕組みを構築することも課題となっています。

今後も、貴会のご協力をいただき、制度の円滑な運用に努めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。